

京都市こども体育館 ご利用案内

目次

- 1 京都市こども体育館の施設概要・利用可能種目…… P1
- 2 利用時間・利用料金…………… P2
- 3 申込方法
 - <子どもの団体(中学生以下の団体)>…………… P2
 - <一般の団体(子どもの団体以外の団体)>…………… P4
- 4 申込期間(詳細図)…………… P5
- 5 使用許可申請書様式・記入例…………… P6
- 6 利用上の注意…………… P8
- 7 利用についての問合せ先等・交通アクセス…………… P9

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

京都市こども体育館

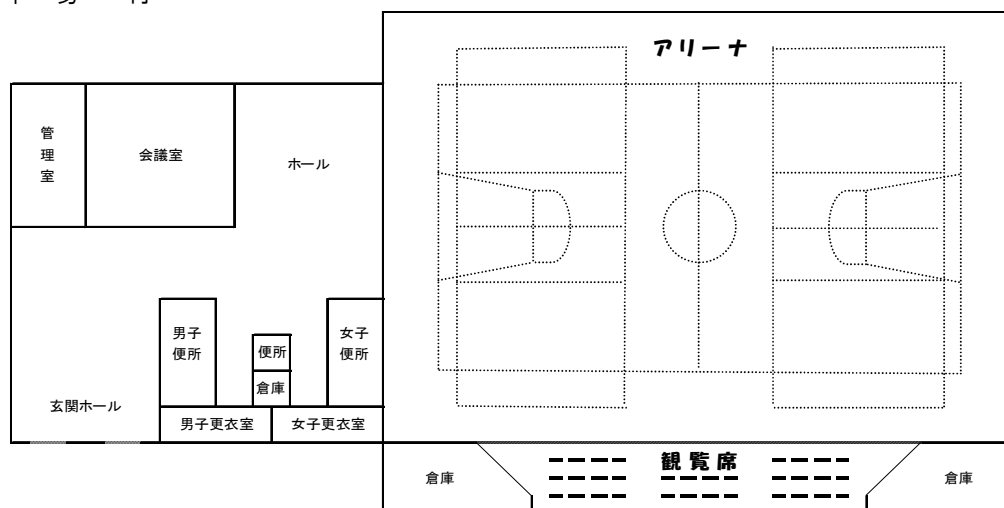
「京都市こども体育館」について



「京都市こども体育館」は、児童スポーツの機会提供を目的に設立された体育館です。このため、体育館の利用は、子ども(中学生以下)の団体利用に限定してきましたが、市民のスポーツ活動の一層の振興を図るため、平成27年10月利用分から、高校生・大学生・大人の団体の皆様にもご利用いただけるようになりました。ぜひご利用ください。

◎施設概要

住 所 京都市宝が池公園内(京都市左京区松ヶ崎平田町)
開設年月 平成18年4月
面 積 建物 1,374㎡、アリーナ 816㎡
付属設備 会議室、更衣室、観覧席75席
駐 車 場 有



◎利用可能種目

バレーボール(2面)・バスケットボール(1面)・バドミントン(2面)・少林寺拳法(6面)・剣道(4面)・卓球(5台)・ドッジボール(1面)などにご利用いただけます。

※上記種目以外でのご利用については「こども体育館」までお問い合わせください。
※野球・サッカー・フットサルについては、体育館の設備や構造上、使用できません。
※ネットや支柱・卓球台等の設備は、体育館内にあります。設営等は利用団体で行ってください。また、ボール等の消耗品は利用団体でご準備ください。

利用時間及び利用料金

1 利用時間の区分

子どもの団体 (中学生以下)	午前(9～13時)・午後(13時30分～18時)の2区分 ※1日あたり午前か午後のいずれかのみでの申込みとします。 ※終日(午前と午後)の申込みはできません。
一般の団体 (高校生以上)	2時間単位の4区分 ⇒【9～11時】【11～13時】【14～16時】【16～18時】 ※1時間単位での申込みはできません。 ※1日あたり2区分(4時間分)まで申込みいただけます。 ※13～14時の間は、利用できません。(2区分連続使用の場合も同様)

2 利用料金

子どもの団体	無料(事前の団体登録が必要です)
一般の団体	(2時間単位での利用料金) 平 日 : 4,700円 土曜・日曜・祝日 : 5,640円

子ども(中学生以下)の団体⇒無料(2ページ～)

一般(高校生以上)の団体⇒有料(4ページ～)で申込方法が異なります!

申込方法

<子どもの団体(中学生以下の団体)>

1 団体登録

利用申込みの前に、団体登録が必要です。登録を行っていない団体は、子どもの団体であっても有料となります。京都市子ども若者はぐみ局育成推進課に以下の書類を提出し、登録を行ってください。

○ 提出するもの

- ・ 団体登録申請書(こども体育館のホームページからダウンロードしてください)
- ・ 団体の構成員の氏名及び学年を記載した名簿(任意様式)

○ 提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階
育成推進課 青少年・若者担当

○ 団体登録資格要件

以下の要件をすべて満たす団体は、登録が可能です。

- ・ 京都市内で中学生以下(3歳児以上)を対象に活動している団体(※)
- ・ 活動内容が「スポーツ」であること(講演や集会目的での使用は不可)
- ・ 活動内容が「安全が確保でき、体育館の構造上支障がない」ものであること

(※)以下の施設については、3歳児未満の利用も対象することが可能。

- 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する内閣府令で定める施設
- 本市の区域内において子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育(同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。)の事業を行う事業所

2 利用申込み

- (1)申込方法 往復はがき(6・7ページ参照、様式はこども体育館のホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、以下のあて先まで郵送してください。
電話又はFAX等での申込みはできません。
- (2)あて先 京都市こども体育館 〒606-0921 京都市左京区松ヶ崎平田町
- (3)利用可能日時 9～18時(年末年始を除く、平日・土日・祝日。ただし、全市大会等での利用日を除く)
- (4)申込等 ※申込期間の詳細は5ページをご参照ください。
- ア 申込区分 1ヵ月ごとにお申込みください。
午前の部 9時～13時(受付 8時45分～)
午後の部 13時30分～18時(受付 13時15分～)
※利用は、「午前か午後のいずれか」となります。
※往復はがき1枚で10区分まで、お申し込みいただけます。
※終日(午前と午後)の利用はできません。
- イ 申込期間 **「利用日の月の3ヵ月前の月初から末日まで」**です。(必着)
(例:7月利用分の申込期間は、4月1日～4月30日となります)
※空き日程については、こども体育館のホームページ(9ページ参照)でお知らせしていますので、ご確認ください。
- ウ 抽選等 申込みが重複した場合は、抽選により決定します。
抽選は利用月の2ヵ月前の月の初旬に行います。
抽選後、返信はがきで使用可否の結果をお知らせします。
(例:7月利用分は5月初旬に抽選実施、5月中旬頃までに結果送付)
- エ 返信はがき 返信はがきが「利用許可証」になります。利用日に必ず持参ください。
- オ その他 利用日の月の2ヵ月前の月初めから末日までは、一般を含む全ての団体の一斉申込期間となります。また、「利用日の1ヵ月前の上旬(抽選終了後)」からは先着順の受付となり、利用日の前々日までお申し込みいただけます。詳細は5ページをご覧ください。



アリーナ



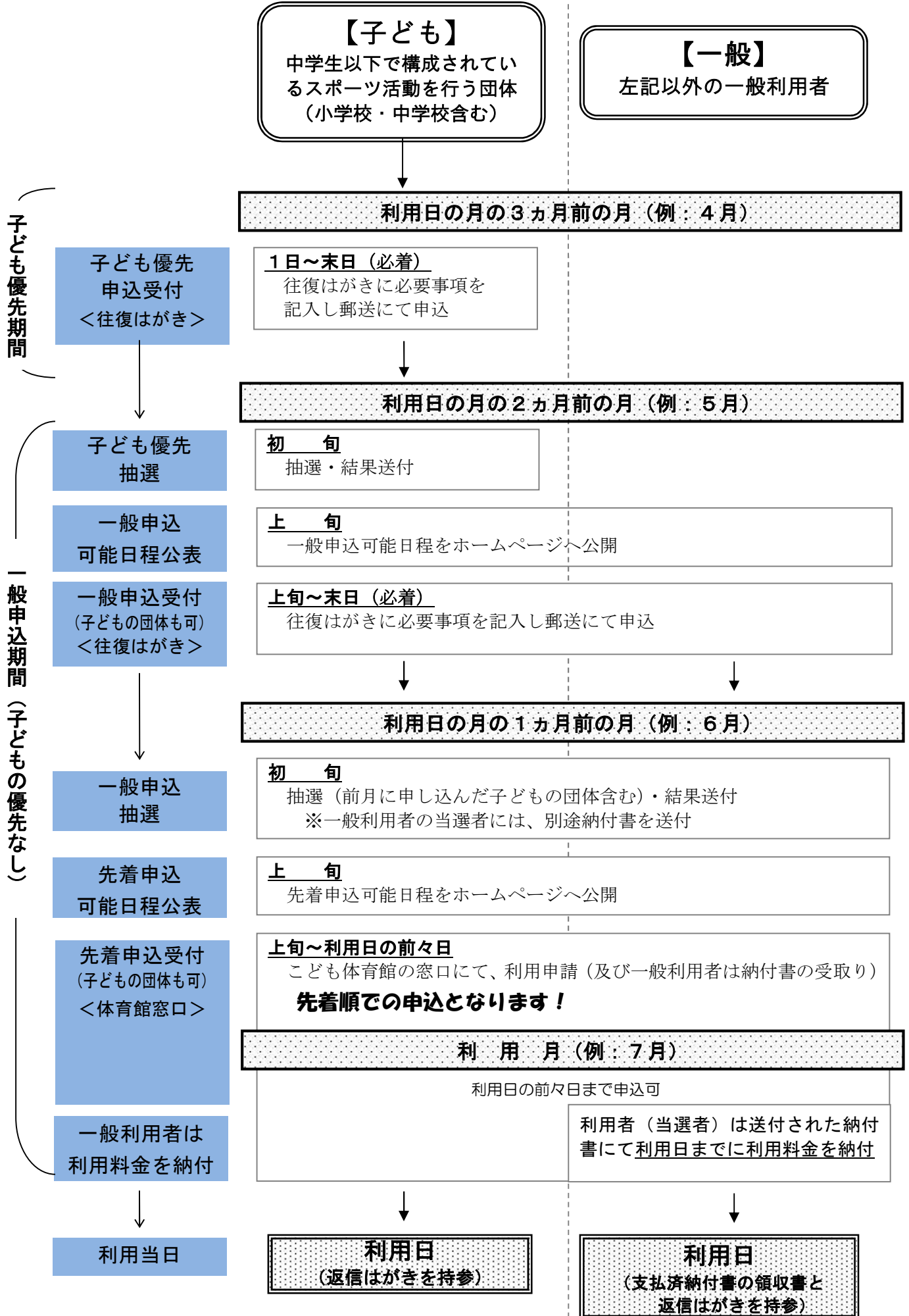
観覧席

申込方法

＜一般の団体（子どもの団体以外の団体）＞

- 1 申込方法 往復はがき(6・7ページ参照、様式はこども体育館のホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、以下のあて先まで郵送してください。
電話又はFAX等での申込みはできません。
- 2 あて先 京都市こども体育館 〒606-0921 京都市左京区松ヶ崎平田町
- 3 申込等 ※申込期間の詳細は5ページをご参照ください
- (1)申込区分 1ヵ月ごとにお申し込みください。
【9～11時】【11～13時】【14～16時】【16～18時】の2時間毎の4区分。
※利用は、「1日につき1団体あたり2区分まで」となります。
※「往復はがき1枚で10区分まで」お申し込みいただけます。
※13～14時の間は利用できません。
- (2)申込期間 **「利用日の月の2ヵ月前の月初めから末日まで」**です。(必着)
(例:7月利用分の申込期間は、5月1日～5月31日となります)
※空き日程については、こども体育館のホームページ(9ページ参照)でお知らせしていますので、ご確認ください。
- (3)利用可能日時 9～18時(年末年始を除く、平日・土日・祝日。ただし、全市大会等での利用日を除く)
- (4)抽選等 申込みが重複した場合は、抽選により決定します。
抽選は利用月の1ヵ月前の月の初旬に行います。
抽選後、返信はがきで使用可否の結果をお知らせします。
(例:7月利用分は6月初旬に抽選実施、6月中旬頃までに結果送付)
利用日の1ヵ月前の上旬(抽選終了後)からは、先着順の受付となり、利用日の前々日までお申込みいただけます。
- (5)返信はがき 返信はがきが「利用許可証」になります。利用日に必ず持参ください。
- (6)料金の支払方法 利用者には、「利用許可証(返信用はがき)」の郵送と同時期に、別途「利用料金納付書」を送付します。利用日までに指定の金融機関等にて利用料金(2ページ参照)をお支払いください。
利用料金納付後、申込者の都合でキャンセルをされた場合は、利用料金の返金は一切できませんのでご了承ください。
- (7)納付書の半券 納付書の領収書を利用日に必ずご持参ください。領収書をお持ちでない場合は、ご利用いただけません。

<申込期間について>



<使用許可申請書（往復はがき）の様式について>

(返信用表)	(往信用裏)																																																								
<p>郵便往復はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>返 信</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">(代 表 者 名) 様</p>	<p>第2号様式 (第2条関係)</p> <p>京都市が池公園少年スポーツ広場及び子ども体育館使用許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(宛先) 京都市長</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>申請団体の所在地</td> <td>申請団体の名称及び代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話 () -</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用資格の確認に係る番号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">京都市が池公園運動施設条例第12条の規定により使用の許可を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">使用する施設</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">□少年スポーツ広場 □子ども体育館</th> <th style="width: 40%;">使用の目的</th> </tr> <tr> <th>使用する日</th> <th>使用する時間</th> <th>使用する人数</th> <th></th> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 (曜 日)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注1 該当する口には、シ印を記入してください。 注2 使用資格の確認に係る番号の欄は、申請団体が京都市が池公園運動施設条例第11条第4号に該当する場合のみ記入してください。</p>	(宛先) 京都市長	年 月 日	申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者の氏名		電話 () -		使用資格の確認に係る番号	使用する施設	□少年スポーツ広場 □子ども体育館		使用の目的	使用する日	使用する時間	使用する人数		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人		年 月 日 (曜 日)		人	
(宛先) 京都市長	年 月 日																																																								
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者の氏名																																																								
	電話 () -																																																								
	使用資格の確認に係る番号																																																								
使用する施設	□少年スポーツ広場 □子ども体育館		使用の目的																																																						
使用する日	使用する時間	使用する人数																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							
年 月 日 (曜 日)		人																																																							

次ページに記入例があります。

(往信用表)	(返信用裏)
<p>郵便往復はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>往 信</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">京都市子ども体育館 行</p>	<p style="margin-top: 20px;">京都市左京区松ヶ崎平田町</p> <p style="margin-top: 20px;">記入せず</p>

団体登録を行っている団体（子ども団体のみ）は必ず確認番号を記入してください。未記入の場合、申請を受付できない場合があります。

<許可申請書（往復はがき）記入例>

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館使用許可申請書

(宛先) 京都市長	令和6年 4月 18日
申請団体の所在地 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都〇〇スポーツクラブ 会長 若者 太郎 電話 (075) 222-〇〇〇〇 使用資格の確認に係る番号 〇〇〇〇

京都市宝が池公園運動施設条例第12条の規定により使用の許可を申請します。			
使用する施設	<input type="checkbox"/> 少年スポーツ広場 <input checked="" type="checkbox"/> こども体育館		
使用する日	使用する時間	使用する人数	使用の目的
令和6年7月15日 (月曜日)	午前	20人	バレーボール
令和6年7月15日 (月曜日)	午後	20人	バレーボール
令和6年7月26日 (金曜日)	午後	30人	バスケットボール
年 月 日		人	
令和6年6月10日 (月曜日)	9時~11時	15人	バレーボール
年 月 日 (曜日)			
年 月 日 (曜日)			

はがき1枚につき10区分まで記入いただけます。
こどもの団体については、「使用する時間」は利用する区分（午前・午後等）を記入してください。

使用の目的欄は種目が分かるように記入してください。

一般の団体については、「使用する時間」は2時間区分で記載してください。

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 使用資格の確認に係る番号の欄は、申請団体が京都市宝が池公園運動施設条例第11条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にのみ記入してください。

利用上の注意

1 利用するために必ず守っていただきたいこと

- ・使用目的以外での使用はできません。
- ・施設を利用される前と終了時には、必ず責任者が管理室にお声掛けください。
- ・利用時間は厳守してください。(時間内に片付け・清掃を終え、退館してください)
- ・利用後のモップがけ等の清掃をお願いします。ただし、水拭きは厳禁。
- ・館内は土足厳禁です。必ず室内運動靴に履き替えてください。
- ・館内での飲食は禁止です。(水分補給は可)
- ・館内にごみ箱はありません。ごみは持ち帰りください。
- ・持ち物、貴重品については各自の責任において管理し、特に盗難については十分注意してください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・路上駐車等、近隣住民の方々のご迷惑となる行為は厳禁です。
- ・利用後に所定の「点検表」を提出してください。

2 安全管理上、必ず守っていただきたいこと

- ・子どもの団体の利用の際は、指導者などの大人の方が監督し、安全確保に万全を期してください。
- ・特に、熱中症等に十分留意し、十分な休憩や競技の中止など、適宜、適切な対策をとってください。
- ・暴風雨などの警報や松ヶ崎学区に土砂災害に関する避難指示等(警戒レベル3又は警戒レベル4)発令時には利用を中止します。
- ・衝突事故などに十分にご注意ください。施設の利用中に発生した事故は、施設の瑕疵に基づく場合を除き、施設利用者が全ての責任を負うこととなります。不測の事態や事故に備えて、主催者又は使用責任者は、スポーツ保険等に加入されることをお勧めします。
- ・万が一、事故等が発生した場合や施設を破損した場合には、直ちに管理室に連絡してください。破損等については、相当の弁償を負担していただく場合があります。
- ・以上の他、こども体育館の管理者の指示には必ず従ってください。

3 利用料金について

・納付された利用料金は、返金できませんのでご注意ください。

※こども体育館の管理者側の都合や荒天等(暴風警報や特別警戒警報の発令時に限る)を除く

4 キャンセル(予約の取消)について

- ・キャンセル(予約の取消)される場合は、速やかにこども体育館(開館時間:9~18時)にご連絡いただくとともに、メール(9ページ参照)でもお知らせください。事前の連絡なく、キャンセルされた団体については、その後の利用を制限する場合があります。

5 利用に係る交通手段について

- ・こども体育館に来館される際には、京都市営地下鉄など公共交通機関をご利用ください。
(京都市営地下鉄「松ヶ崎駅」下車、徒歩5分程度です。)
- ・少年スポーツ広場(グラウンド)南側から公道に通ずる通路(公園の敷地内外をつなぐ南

北の細道)の通行は御遠慮ください。

6 駐車場の利用について

- ・体育館の利用前に管理室で鍵をお渡しします。駐車場の出入口の開閉及び鍵の管理については、利用者で行ってください。体育館の利用後は、鍵を管理室に返却し、次の利用者との混雑を避けるため速やかに駐車場から自動車を出してください。
- ・駐車場内での事故等については、一切責任を負えません。

※上記注意事項を遵守いただけなかった場合、利用及び登録(子どもの団体の場合)を取り消すことがあります。

利用についての問合せ先等

- ・**京都市子ども体育館 (月～日曜日 9～18時)**
TEL 075-723-5283 Mail : kodomotaiikukan@city.kyoto.lg.jp
FAX 075-723-7932
- ・**京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 (月～金曜日 9～17時)**
TEL 075-748-0016
- ・**京都市子ども体育館のホームページ**
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000135508.html>
「京都市子ども体育館」で検索

交通アクセス

地下鉄烏丸線「松ヶ崎駅1番出口」から北へ約200m

